

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、大阪府における「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて」に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川旧淀川（土佐堀川）の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。（北浜）

(2) 北浜の位置づけ

北浜は、江戸時代の初期から両替商、米問屋、米仲買が集まる金融の中心地として栄え、また土佐堀川に面した一面は、川の眺望がよく、料亭や料理旅館が軒を連ね、小舟で乗り寄せ店に上がる光景が見られた。明治維新後、証券街として賑わったこのまちは、市電の開通による水運の衰退、川沿いの建物がオフィスビルに変わるなど、川との関わりを徐々に無くしていくこととなったが、最近、川を意識した店舗や事務所が増え、水辺を楽しむというまちづくりの機運が高まり、「川と街の連続性をつくりたい」、「大阪ならではの風物詩をつくりたい」との思いを共有した地域の発意のもと、大阪川床「北浜テラス」が始められている。

こうした経緯を踏まえ、北浜は地域の方達の熱い思いに支えられ、今後とも水都大阪の拠点として期待される地域である。

(3) 指定年月日

平成 24 年 3 月 26 日

2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、川床、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記北浜の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第2号に掲げる者とする。

4 区域の範囲

当該区域の範囲については、土佐堀川左岸の難波橋上流 320m（東横堀川分派点）～淀屋橋とする。

【北浜エリア】

